

日本障害者歯科学会 国際障害者歯科学会渡航助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本障害者歯科学会（JSDH）が、国際障害者歯科学会(iADH)への参加促進を目的として、実施に必要な事項を定める。

(助成の種類)

第2条 助成は、2024年に韓国ソウルで開催される大会に限る。

第3条 前条の助成は、JSDH 会員である若手研究者が iADHへ参加するための渡航費、参加登録費、宿泊費などにかかる費用を助成するものとし、助成は以下のとおりとする。

(1) 助成費は、1人につき10万円とし、8名を限度として助成する。

(2) 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。

① 3年以上JSDHの会員である。

② 40歳未満である。

③ iADHで筆頭演者での発表を予定している。

④ 他の研究費、所属施設からの参加費、旅費、宿泊費のうち、いずれの支援を受けていない。

(申請及び報告)

第4条 助成に関する申請方法及び申請期間は以下の各号のとおりとする。

(1) 申請期間内に、JSDHのホームページから助成申請書様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、学会事務局に申請する。

(2) 助成を受けた者は、その成果を別に定める様式を用いて、当該学会終了後1か月以内にJSDHに報告するものとする。

第5条 助成に関する決定は、国際渉外委員会において審議した上決定し、通知する。

(委員会)

第6条 本規程の助成に関する事務は国際渉外委員会が担当する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、助成の決定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月10日から施行する。